

奄美群島振興開発基本方針目次

- I 序 文
- II 奄美群島の振興開発の意義及び方向
 - 1 奄美群島の役割
 - (1) 豊かな自然環境
 - (2) 多様で個性的な伝統文化等
 - (3) 長寿・子宝・癒しの島
 - (4) 食料の供給
 - (5) 我が国の領域の保全等
 - 2 振興開発の意義
 - 3 振興開発の方向
 - (1) 奄美群島の特性を活かした産業の発展による雇用機会の拡充
 - (2) 住民の生活の利便性の向上
 - (3) 社会資本の整備及び維持管理
 - (4) 世界自然遺産の国内候補地としての環境保全と地域資源を活かした観光の振興
- III 奄美群島の振興開発を図るための基本的事項
 - 1 地域の特性に即した農林水産業、商工業等の産業の振興開発に関する基本的事項
 - (1) 農林水産業の振興
 - (2) 情報通信産業等の振興
 - (3) 地域資源を活用した商工業等の産業の振興
 - 2 雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進に関する基本的事項
 - 3 観光の開発に関する基本的事項
 - 4 道路、港湾、空港等の交通施設及び通信施設の整備、人の往来並びに物資の流通及び廃棄物の運搬に要する費用の低廉化その他の奄美群島以外の本邦の地域と奄美群島及び奄美群島内の交通通信の確保に関する基本的事項
 - (1) 交通施設の整備等
 - (2) 人の往来並びに物資の流通及び廃棄物の運搬に要する費用の低廉化
 - (3) 情報通信の確保
 - 5 住宅及び生活環境の整備に関する基本的事項
 - 6 保健衛生の向上に関する基本的事項
 - 7 高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する基本的事項
 - 8 医療の確保等に関する基本的事項
 - 9 防災及び国土保全に係る施設の整備に関する基本的事項
 - 10 自然環境の保全及び再生並びに公害の防止に関する基本的事項
 - 11 再生可能エネルギー源の利用その他のエネルギーの供給に関する基本的事項
 - 12 教育及び文化の振興に関する基本的事項
 - (1) 教育の振興
 - (2) 文化の振興
 - 13 国内及び国外の地域との交流の促進に関する基本的事項
 - 14 奄美群島の振興開発に寄与する人材の確保及び育成に関する基本的事項
 - 15 奄美群島の振興開発に係る独立行政法人奄美群島振興開発基金、事業者、住民、特定非営利活動法人その他の関係者間における連携及び協力の確保に関する基本的事項
- IV 奄美群島の振興開発に関するその他の事項
 - 1 奄美群島振興交付金
 - 2 振興開発計画のフォローアップ

奄美群島振興開発基本方針（案）

I 序 文

奄美群島は、本土から遠く隔絶した外海に位置することや、台風の常襲、ハブや特殊病虫害の生息等、厳しい地理的、自然的、歴史的条件等の特殊事情を抱えている。同群島は、昭和28年12月に我が国に復帰した翌年に復興計画が策定されて以降、これらの特殊事情による不利性を克服するため、産業の振興、社会資本の整備等に積極的な諸施策が講じられてきた。

これらの諸施策は、国の特別な措置及び関係地方公共団体や地域住民の不断の努力により着実に実施され、社会資本の整備が着実に進む等一定の成果が見られ、地域住民の生活水準が向上したほか、高付加価値型農業等の進展が見られるとともに、観光・情報通信の各分野での群島一体となった取組も開始されたところである。

しかしながら、奄美群島においては、いまだ産業が十分には確立されたとは言えず、本土との間には所得水準をはじめとする経済面・生活面での諸格差が残されている。また、雇用の場が十分でないことから、若年層の多くが島を離れており、人口流出・人口減少が続いている。

今後は、これまで整備されてきた社会資本等も活用しながら、産業の振興、雇用の確保、住民の生活利便性の向上に直接働きかけるソフト施策に、より力点を置いて振興開発を推進していくことが肝要である。

こうした中、平成25年2月に、奄美群島内市町村が、同群島の自立的発展に向けて、一体となって「奄美群島成長戦略ビジョン」（以下「成長戦略ビジョン」という。）を策定し、雇用創出のための産業振興における重点分野を明確化し、成長戦略ビジョンの達成度を評価する指標の設定を行う考え方を示したことは、地域の主体的な取組としてその姿勢を高く評価すべきものであり、こうした動きに対して、積極的に支援をしていくことが重要である。

このような背景を踏まえ、奄美群島振興開発特別措置法（以下「法」という。）が改正され、法の目的に定住の促進を追加したことに加え、その実現に向け、ソフト面を中心に自らの責任で地域の裁量に基づく施策の展開を後押しする仕組みである交付金制度を創設するとともに、産業振興に係る自主的な取組を各種特例措置で支援する産業振興促進計画認定制度を創設する等、奄美群島の地域の特性に応じた産業の振興・雇用の拡大、住民の生活利便性の向上等を図ることとしたところである。

本基本方針は、法第4条に基づき、国が考える奄美群島の振興開発の意義及び方向を示すとともに、鹿児島県が振興開発計画の策定を行うに当たっての指針となるべき基本的事項について定めたものである。

関係市町村においては、本基本方針の趣旨を十分踏まえて、住民の意見を反映させるための必要な措置を講ずることにより地域住民、関係団体等多様な主体の参画の下で振興開発計画の案を策定することが期待される。また、鹿児島県においては、本基本方針に基づき、市町村が作成する振興開発計画の案の内容をできる限り反映させつつ、法の趣旨を踏まえた奄美群島の振興開発施策を具体的に記載するものとして振興開発計画を策定することが期待される。

II 奄美群島の振興開発の意義及び方向

1 奄美群島の役割

奄美群島は、厳しい地理的、自然的、歴史的条件等の特殊事情を抱えているが、他方で我が国にとって重要な役割を担っている。

(1) 豊かな自然環境

奄美群島は、亜熱帯地域としては世界でも雨の多い特殊な気象条件下にあり、また、太古の時代に大陸や日本列島から隔絶されたことから、固有種や希少種等、貴重な野生動植物が生息・生育しているほか、美しいさんご礁の海や亜熱帯性の森等多様な自然が残っている。このように、奄美群島は世界的に見ても生物多様性保全の上で重要な地域である。「奄美・琉球」については、平成25年1月、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」に基づく我が国の世界遺産暫定一覧表に自然遺産として記載することが政府として決定されたところである。世界自然遺産の国内候補地として、その自然環境を後世に遺すための適切な保護措置を講じる必要があり、国立公園指定の推進、外来生物対策及び希少野生動植物の保護増殖等、世界的にも貴重な当該地域の自然環境を保全するための取組が行われている。

(2) 多様で個性的な伝統文化等

奄美群島では、古くから中国・琉球等の影響を受けながら、個性豊かな独自の文化が形成されてきており、島唄や八月踊り等、固有の伝統行事や民俗文化財等が受け継がれている。近年、これらの伝統文化は、全国的に広く知られるようになっており、我が国の文化・地域社会の多様性の維持・増進を通じて、国民生活の充実に貢献している。

(3) 長寿・子宝・癒しの島

奄美群島は、温暖な気候、生活に密着した伝統・文化、豊かで個性的な食文化等、健康・長寿・子宝・癒しに関連の深い多様な資源を有している。平成25年9月現在の人口10万人当たりの100歳以上の者は約123人と、島根県（約83人・都道府県別で全国1位）よりも高い水準にある。また、平成20年から5年間の合計特殊出生率では、全国のベスト30に群島内の12市町村中8町が入っているとともに、全市町村が全国平均はもとより鹿児島県平均値をも上回っている。

奄美群島の長寿・子宝・癒しの島としての特性は、国民に対するゆとりと潤いのある生活の提供を通じて、豊かな国民生活の実現に役立っている。

(4) 食料の供給

奄美群島は、冬期の温暖な気象条件を生かしたばれいしょやさといも等の野菜の先発産地として全国に先駆けて消費地へ供給しているほか、たんかんやマンゴー等の亜熱帯果樹の供給地としての期待が高まっている。また、沖合の黒潮の影響で、回遊性魚類も数多く見られるほか、周辺海域には天然礁が多く存在するため、好漁場が形成されており、加えて、域内で国内生産の3割を占めるクロマグロの養殖が行われる等、国民の食料の安定供給に貢献している。

(5) 我が国の領域の保全等

奄美群島は、沖縄とともに琉球弧を形成しており、地政学的にも極めて重要な位置を占めている。また、多くのタンカー等が通過する日本の海上交通上重要な水域の一つであるとともに、操業漁船の安全の確保・避難場所の提供等の極めて重要な役割を果たしている。

2 振興開発の意義

奄美群島は、上記1で示した重要な役割を担っており、その役割を果たしていくためには、群島に人が住み続けることが重要である。

しかしながら、日本復帰時に約20万人いた人口が、現在、約12万人を割り込んでおり、特に、雇用の場が十分でないことから、若年層の減少が続いている。

このような厳しい環境の中で、産業を振興し、雇用を拡大していくことが大きな課題となっている。

このため、奄美群島の振興開発により、自立的発展、住民の生活の安定及び福祉の向上並びに定住の促進を図ることが重要となっている。

3 振興開発の方向

今後の奄美群島の振興開発に当たっては、定住の促進を図る観点から、地域の特性に応じた産業の振興・雇用の拡大、生活環境の改善等の施策を推進していくことが必要である。

その際、新たに創設した奄美群島振興交付金及び産業振興促進計画認定制度を積極的に活用して、地域が自らの責任のもと主体的に施策を実行していくことが重要である。併せて、既存施設の老朽化対策等を含めた社会資本等の整備及び維持管理を引き続き行っていくことが必要である。

また、沖縄振興に関する諸施策の状況やそれとの調和を考慮するとともに、各分野において沖縄との連携を図ることが重要である。

これを踏まえ、本基本方針及び鹿児島県が定める振興開発計画に基づく各般の施策や事業は、次のような方向を基本として取り組むものとする。

(1) 奄美群島の特性を活かした産業の発展による雇用機会の拡充

奄美群島においては、特に若年層の人口流出が続いているため、この大きな課題の解消に向けて地域産業の振興を推進するとともに、人材育成を図ること等により、若年層を中心とした雇用機会の拡充を促進する。これらの観点から、奄美群島の特性を最大限に活かすものとして、「成長戦略ビジョン」も踏まえ、農業、観光、情報通信を雇用創出のため成長が期待される重点3分野として定める。

農業については、さとうきびを基幹作物としつつ、島ごとの特性・独自性を活かした高付加価値型農業の進展を図るとともに、地域ブランドの確立や農産物を活かした6次産業化等の戦略的な取組を推進する。

観光については、世界自然遺産の国内候補地として、魅力向上に積極的に取り組むとともに、地域の自然環境や生活文化等の資源を保全し、その魅力を伝える持続的な観光を図り、地理的に東アジアに開かれた位置にあるという利点を生かしつつ、沖縄等近隣地域との連携を図る。

情報通信については、島外からの企業誘致と産業を支える人材の育成により群島内における産業集積を図り、さらに、農業、観光の分野に情報技術を提供することにより相乗効果を創出する。

(2) 住民の生活の利便性の向上

豊かな自然環境、多様で個性的な伝統文化、長寿・子宝・癒しの島といった特有な魅力と価値について、群島民一人一人がしっかりとその認識を共有して、地域において次世代につないでいくことが重要である。

このような理念の下で、奄美群島において生活の安定及び福祉の向上を図るため、介護、医療、防災、教育等の定住環境の整備を進めていく。

(3) 社会資本の整備及び維持管理

これまで、数次の振興開発計画により、社会資本整備が着実に進んできたが、奄美群島における定住を促進するため、必要な社会資本の整備及び維持管理を引き続き行っていく。

(4) 世界自然遺産の国内候補地としての環境保全と地域資源を活かした観光の振興

奄美群島に生息・生育する固有種や希少種等貴重な野生動植物、美しいさんご礁の海、亜熱帯性の森等多様で豊かな自然は、学術的価値のほか、我が国における生物多様性保全上重要な役割を果たしていると評価されている。平成25年1月に「奄美・琉球」を我が国の世界遺産暫定一覧表に記載することが政府として決定されたことを踏まえ、世界自然遺産の国内候補地として、自然環境保全の担保措置となる国立公園指定の推進、希少野生動植物の保護増殖、外来生物の防除等、この貴重な自然環境を保全するための施策に積極的に取り組む。

各種事業の実施に当たっては、この多様で豊かな自然環境との調和に十分配慮する。

また、自然環境の保護と利用の調和に配慮しながら、地域資源を活かした観光の振興等を推進する。

III 奄美群島の振興開発を図るための基本的事項

奄美群島の振興開発に関する各分野についての基本的な事項は、以下のとおりである。振興開発のための個々の施策や事業の実施に当たっては、国、鹿児島県、群島内の市町村、独立行政法人奄美群島振興開発基金（以下「奄美基金」という。）、民間事業者等の各事業主体間及び事業間の連携を強化し、振興開発の推進に必要な行財政、金融、税制等に関する措置を有効かつ適切に活用しつつ、ソフト・ハード両面から効率的・効果的な施策展開に努めるものとする。

その際、各事業主体は、奄美群島振興交付金及び産業振興促進計画認定制度を効果的に活用する。さらに、奄美基金が、商工会議所等との連携や経済情勢の分析等のコンサルティング機能の充実等により、役割強化を図る予定であることから、鹿児島県及び群島内市町村は、奄美基金の財務の健全性に留意しつつ、奄美群島の産業の振興・雇用の拡大に向け、奄美基金が活用されるよう協調・連携を図るものとする。

なお、振興開発計画は、地元の発意と創意工夫を取り入れて作成されるものであるため、振興開発の意義及び方向に合致するものであれば、以下に記載のない事項についても、振興開発計画に記載することを妨げるものではないことに留意する必要がある。

1 地域の特性に即した農林水産業、商工業等の産業の振興開発に関する基本的な事項

(1) 農林水産業の振興

奄美群島は、大消費地が遠いことや台風の常襲地帯に位置すること等の不利性を有しているが、冬期も温暖な亜熱帯性気候帯に属しており、周辺に良好な漁場が多いこと等の有利性も有していることから、このような地域の特性に十分対応した農林水産業の振興を図ることが重要である。

そのため、奄美群島の地理的・自然的特性に対応した農林水産業生産基盤の強化やさとうきびの生産対策、特殊病害虫対策を行うとともに、台風強い平張ハウスの整備等による高付加価値型農業の育成、地域特産漁業資源の管理、沖合・沿岸漁場の整備開発等を促進する。

さらに、島ごとの特色ある農林水産物、本土の端境期に出荷する作物等地域特性を生かした特産物の開発及び普及並びに農林水産品を活かした6次産業化や地域ブランドの確立を図るとともに、奄美群島の豊かな自然環境等の観光資源を生かし、観光業と連携した取組を推進する。

(2) 情報通信産業等の振興

情報通信技術を活用した産業は、地理的不利性を抱える離島においても定着が可能であることから、超高速ブロードバンド等情報通信基盤の整備の推進、インキュベート施設の整備・拡充による情報通信産業を担う企業の誘致や起業の促進、同産業を支える人材の育成等により、群島内における産業集積を図る。

さらに、農業、観光の分野に情報通信技術を提供することを通じて、一層の振興に貢献する。

(3) 地域資源を活用した商工業等の産業の振興

大島紬や黒糖焼酎等の在来の地場産業については、奄美群島内外の市場における競争力の強化、情報化への対応、流通体制の強化、新商品の開発等に対する支援に努める。

また、生産性の向上、産業の振興に寄与する人材の育成及び確保、起業を希望する者に対する支援、先端的な技術の導入並びに産業間の連携を推進する。

2 雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進に関する基本的な事項

奄美群島では、人口減少が継続しており、特に若年層の人口流出が続いていることから、若年層を中心とした雇用機会の拡充が必要であり、島ごとの特性や独自性を生かした産業の振興を図る一方で、地域における自主性や創意工夫を生かした良好な雇用機会の拡充や産業の振興に必要な実践的な職業能力の開発及び向上等就業の促進のための施策に取り組む。

このため、地域雇用開発促進法に基づく事業主に対する雇い入れ助成や、雇用創出、能力開発、就職促進をパッケージで行う実践型地域雇用創造事業等の活用を促し、地域の実情に応じた自治体等による雇用機会の拡充を支援する。

3 観光の開発に関する基本的な事項

観光は、奄美群島の地理的・自然的特性等の魅力と資源を最も直接的に生かすことができる産業であり、また、地理的に東アジアに開かれた位置にあることを利点にすることが可能である。観光の開発に当たって、外部の人材を含めた多様な主体の連携により、新しい魅力の創造等の取組を拡大することが重要である。

世界自然遺産の国内候補地としては、地域の重要な資源である自然環境を適切に保全する取組とともに、奄美群島の認知度向上や観光客の誘致等の様々な取組を推進する必要がある。このため、奄美群島に対する観光の気運を醸成すべく、観光キャンペーンとして、東京・大阪・鹿児島等から奄美群島に訪れる観光客を対象に航空運賃の実質的な負担軽減等を行う。自然環境の利用に当たっては保護との両立に十分配慮するとともに、エコツアーガイド制度の確立やガイドの育成に向けた取組等を推進する。さらに、産業振興促進計画認定制度に基づく特例制度（一定の研修を受けた者を配置することで宿泊業者による地域内の旅行の手配を可能とする旅行業法の特例や、一定の研修を受けることで外国人旅行者への有償ガイドが可能となる通訳案内士法の特例）等を活用することにより、来島者の利便性・快適性を向上させ、観光客の定着を図る。

また、島唄や各種祭り等に代表される多様で個性的な伝統文化及び長寿・子宝・癒し等の魅力ある地域特性を観光資源としてアピールし、その魅力を最大限に活用した体験・滞在型観光を推進するとともに、住民と行政による良質のサービスの提供、農林水産業との連携、沖縄等近隣地域との連携、本土等との交流活動の推進等を図りながら、島ごとの独自性を重視した総合的な観光の開発に努め、リピーターの増加と観光地としての評価の向上を図る。

エコツーリズムやヘルスツーリズムについては、それを推進するための人材育成を図りつつ、観光の開発と将来にわたり継承すべき貴重な自然環境や奄美らしい景観の維持との両立に十分配慮して取り組む。また、国内外からのスポーツ合宿の誘致を促進するため、現地における送迎や既存施設の活用等受け入れ体制を確保するとともに、これらスポーツ環境についての情報発信に努める。

4 道路、港湾、空港等の交通施設及び通信施設の整備、人の往来並びに物資の流通及び廃棄物の運搬に要する費用の低廉化その他の奄美群島以外の本邦の地域と奄美群島及び奄美群島内の交通通信の確保に関する基本的な事項

(1) 交通施設の整備等

道路、港湾、空港等の交通施設は、奄美群島の住民の生活圏の維持、人の往来・物流の活発化を通じた地域経済の活性化を図っていく上での重要な生活・産業の基盤である。

このため、奄美群島の景観にも配慮しつつ、安全かつ安定的な輸送のために、老朽化対策等を含め必要な交通基盤の整備及び維持管理を推進する。

(2) 人の往来並びに物資の流通及び廃棄物の運搬に要する費用の低廉化

奄美群島と本土との間及び奄美群島内の航空路線・離島航路は住民にとっての生活路線であり、かつ、群島内の事業者等にとっては、業務上も欠かせないインフラであることから、その安定的な運航を確保するとともに、運賃の軽減を図る。

また、観光キャンペーンにより、東京・大阪・鹿児島等から奄美群島に訪れる観光客を対象に航空運賃の実質的な負担軽減等を行い、来訪者の拡大を図る。

なお、航空運賃の軽減等については、鹿児島県、群島内市町村及び各事業者等の関係者が連携・協力して、これを推進するとともに、併せて路線の充実等を目指す。

次に、物資の流通に関しては、特に地域の特性に応じた農林水産品について、本土等との競争条件の格差を解消し、その積極的な販路・生産拡大に資する観点から、輸送費の軽減を図る。

このほか、人の往来及び物資の流通等に要する費用の低廉化に資するための施策の充実について、検討を行う。

(3) 情報通信の確保

高度情報通信ネットワークは、奄美群島の地理的制約を克服する上で極めて有効な手段であり、その推進により、医療や教育のほか、特産品のPRや販路拡大等、奄美群島の魅力を広く情報発信することが可能となる。また、情報通信産業等各種産業の振興開発の基盤ともなる。

このため、奄美群島の中でも超高速ブロードバンドが整備されていない地域もあることから、情報通信ネットワークの整備等を推進し、情報通信技術を活用した住民生活の利便性の向上、産業の振興等を図るための情報通信体系の充実に努める。

5 住宅及び生活環境の整備に関する基本的な事項

生活様式の変化や住民のニーズの高度化に対応した快適な生活環境の形成は、若年層やUIターンを希望する者に加え、二地域居住により奄美群島に居住しようとする人々の定住意欲を促進し、奄美群島の活性化を図る上で重要である。

このため、生活基盤の整備について、生活用水の安定確保、公共下水道の整備、道路・都市公園の整備、公営住宅の整備等により、良好な居住環境の整備を推進し、やすらぎと潤いのある生活空間の形成を図る。

また、環境に優しい循環型社会を形成するため、廃棄物の排出抑制やリサイクル等

の適正処理を促進する。

6 保健衛生の向上に関する基本的な事項

奄美群島は、長寿・子宝・癒しの島としての社会的特性を有していることから、その要因について研究するとともに、その豊かな地域資源を生かし、保健、医療及び福祉の連携による総合的な健康づくりへの取組を促進する。

また、住民の生活や農林業の振興にとって大きな阻害要因となっているハブの駆除対策及び咬症対策を促進する。

7 高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する基本的な事項

奄美群島では、高齢化が進み、医療や介護の需要が高まってきていることに対応し、地域の実情や高齢者のニーズに合った高齢者福祉の充実や、高齢者が地域社会の一員として安心して自立した生活を送ることができる長寿社会づくりを推進する。

また、相互扶助の気風が強いこと等、奄美群島の特性を生かした子育ての環境整備や、障害者が社会活動へ積極的に参加するために必要な支援等の障害者福祉対策等、地域ぐるみの福祉環境の整備を促進する。

なお、他の地域との間の介護サービス及び保育サービスを受けるための条件の格差是正を図るため、その住民負担の軽減について適切な配慮をすることが重要である。

8 医療の確保等に関する基本的な事項

奄美群島には、依然として無医地区が存在する等医療水準が十分でなく、本土から隔絶した外海に位置するという特殊事情から、必要な医師の確保や診療所等の施設の充実、島外への救急患者の輸送の対応等、医療体制の充実は重要な課題である。

このため、中核的な病院による支援・協力体制の構築、遠隔医療支援システム等の活用、医師・看護師の確保等により、必要な医療水準の確保を図る。

また、妊婦が本土等において健康診査を受診し、及び出産に必要な医療を受ける機会を確保していくことや、鹿児島県が医療計画を策定するに当たっては、奄美群島において医師等の確保、病床の確保等により必要な医療が確保されるよう適切な配慮をすることが重要である。

なお、他の地域との間の保健医療サービスを受けるための条件の格差是正を図るため、その住民負担の軽減について適切な配慮をすることが重要である。

9 防災及び国土保全に係る施設の整備に関する基本的な事項

奄美群島は、台風の常襲、梅雨時期の集中豪雨に加え、近年、地震活動が活発であり、自然災害の発生しやすい状況下にある。

このため、災害を防除し、及び災害が発生した場合において住民が孤立することを防止するため、奄美群島において、国土保全施設、避難施設、交通施設、備蓄倉庫、防災行政無線設備、人工衛星を利用した通信設備その他の防災に関する施設及び設備の整備、防災上必要な教育及び訓練の実施、被災者の救難、救助その他の保護を迅速かつ的確に実施するための体制の整備及び関係行政機関の連携の強化その他の防災対策の推進に努める。

10 自然環境の保全及び再生並びに公害の防止に関する基本的な事項

奄美群島は、亜熱帯性・海洋性の温暖な気候に恵まれ、優れた景観、貴重な野生動物植物、照葉樹林や美しいさんご礁等多彩で豊かな自然環境を有しており、世界的にも高く評価されている。このため、奄美群島固有の種をはじめとする希少野生動物植物の保護増殖、海岸漂着物等の処理、生態系に係る被害を及ぼすおそれのある外来生物の防除、自然公園の適正な保全及び利用等の推進を図る。

また、世界自然遺産の国内候補地として、自然環境保全の担保措置となる国立公園の指定に向けた調整、希少野生動植物の保護増殖、外来生物の防除、自然再生等の取組を継続して推進するとともに、関係行政機関や地域関係者、専門家等との連携協働による保全管理体制を整備する等の取組を進める。一方、各種事業の実施に当たっては、奄美群島の生態系や天然の景観を損なわないように、人と自然との共生、自然環境との調和等に十分に努める。

さらに、公害の発生を未然に防止し、良好な生活環境を維持し、奄美群島独特の豊かな自然環境を保全するため、大気及び水質の保全、騒音の防止に努めるとともに、廃棄物等の排出抑制や適正処理の推進、環境への負荷の少ない農業の推進等に努める。

11 再生可能エネルギー源の利用その他のエネルギーの供給に関する基本的な事項

再生可能エネルギーは、その利用に際し環境負荷が小さく、また、国内で調達可能であることなど様々な長所を有しているが、奄美群島は、四方を海等に囲まれ、日照条件や風況が良いところが多く、再生可能エネルギーの導入に適していることから、地域の特性を踏まえて、再生可能エネルギー等を活用し、自立・分散型エネルギーシステムの構築や離島周辺での再生可能エネルギーの活用等地域主導によるエネルギーの安定供給、災害に強く環境負荷の小さい地域づくりを推進することが重要である。

また、奄美群島における石油製品の流通コストは、島の大きさや流通経路等により本土と比べて割高となっている。このため、ガソリン小売価格を実質的に引き下げるための支援等により、石油製品の安定的かつ低廉な供給に努めることが望ましい。

さらに、新規技術の活用等その他のエネルギー対策を推進することにより、エネルギーの利用に関する条件の他の地域との格差の是正、島民の生活の利便性の向上、産業の振興等を図ることが重要である。

12 教育及び文化の振興に関する基本的な事項

(1) 教育の振興

奄美群島の自立的発展を促進するためには、学校教育や社会教育の充実・向上を図るとともに、生涯学習を推進することにより、奄美群島の将来を担う人材を育成していくことが必要である。

このため、奄美群島特有の魅力ある自然や文化・伝統等を生かした体験学習や都市部の児童生徒が自然豊かな農山漁村での生活を体験する山村留学等を取り入れる等、地域の特性に応じた教育を進めるとともに、公立学校施設の整備・充実を図る等、必要な教育環境の整備を推進し、創造性豊かな人材の育成を図る。

また、島内に高等学校等が存在せず、隣接する島の高等学校等へ通学する場合等における当該通学又は居住に対する支援を図るほか、奄美群島における高等学校等の規模、教職員の配置の状況その他の組織及び運営の状況を勘案して教育の充実を図るため、高等学校等の教職員定数の決定について、配慮が必要である。

併せて、地域に開かれた学校づくりを進め、多様化・高度化する地域住民の学習ニーズに対応した生涯学習社会の形成や社会教育活動の促進に努める。

(2) 文化の振興

奄美群島の固有の伝統行事や民俗文化財、ユネスコによって消滅の危機にあると認定された方言等の文化を後世に受け継いでいくためには、地域住民の間でその保存・伝承に努めるとともに、こうした固有の文化に対する国民の理解を深めることが必要である。

このため、本土の人々も含めて、これらの固有の文化にふれあう機会を積極的に設けるとともに、固有の文化の保存、伝承の促進に努める。

今後は、これらの取組を生かしつつ、これらの固有の伝統行事や民俗文化財等に

ついて、さらに群島民一人一人がしっかりとその魅力と価値についての認識を共有して、地域において次世代に着実に伝承できるよう取り組むとともに、島内外に情報発信し、一層の自立的発展に向けて、地域を主体とした取組の定着を図る。

13 国内及び国外の地域との交流の促進に関する基本的な事項

奄美群島の魅力を生かし、奄美群島の自然、文化、歴史等の研究等の目的で来島する人々や二地域居住やUIターン等による定住者を拡大することは、経済・文化面での交流の活性化を促し、地域経済の発展や人材の育成が期待されることから、奄美群島の自立的発展を促進する上で極めて重要である。

このため、世界自然遺産の国内候補地として、将来を見据えて屋久島や沖縄との連携を図るとともに、奄美群島の特徴、魅力や役割を積極的かつ印象深く国内外に発信することが必要である。これまで、同群島を一つの博物館と見立てて、産業、観光、文化等を総合的に振興してきたところであり、これを活用して観光客との交流等を推進し、また、同群島外の地域の子供達の修学旅行や体験学習の場として同群島をPRしていく。

加えて、今後も、観光拠点を結んだネットワークの形成、固有の民俗芸能を通じた文化交流、気象的条件が類似している農林水産業の技術交流、地理的条件が類似している情報関連産業の技術交流等諸分野での沖縄との交流・連携を推進する。

14 奄美群島の振興開発に寄与する人材の確保及び育成に関する基本的な事項

引き続き奄美群島と本土との格差の是正を図るとともに、同群島の独特の豊かな自然環境等を生かした地域主体の振興開発を推進していくためには、振興開発の担い手となる人材の確保及び育成や多様な主体による連携・協力が不可欠である。

このため、地域おこしに対する意欲を持ち、本土の人々や観光客の視点を持って奄美群島の振興開発に当たることができる人材の育成を図る。具体的には、エコツアーリズム等で奄美群島の自然、歴史、文化等について観光客に対応し得るガイド能力を有する人材の育成に取り組むほか、新たに措置された産業振興促進計画認定制度に基づく特例措置を活用の上、ホテル等において地域内の旅行を手配する人材や外国人旅行者への有償ガイドを行う人材の確保・育成を推進する。

また、情報通信分野をはじめとした職業能力の開発や各種の技術習得のための研修の実施による産業の担い手の育成に引き続き取り組む。

15 奄美群島の振興開発に係る独立行政法人奄美群島振興開発基金、事業者、住民、特定非営利活動法人その他の関係者間における連携及び協力の確保に関する基本的な事項

近年、事業者、住民、NPO等が、公共サービスの提供、社会貢献等、行政では対応困難な地域密着型の活動に取り組む状況が見られることから、奄美群島の一層の自立的発展に向け、地元の発意による地域の個性と地元の創意を生かした地域主体の地域づくりをさらに広めていくことが重要である。

このため、これらの主体のほか、地域づくり支援やNPO支援等のきめ細やかな対応等が期待されている奄美基金等様々な関係者間の連携と協力により「新たな公」を育むシステムの構築に取り組む。

IV 奄美群島の振興開発に関するその他の事項

1 奄美群島振興交付金

法においては、奄美群島の特性に応じた産業の振興又は奄美群島における住民の生活の利便性の向上に資する事業を、鹿児島県及び群島内の市町村が自らの責任で地域の裁量に基づいて実施できる奄美群島振興交付金制度が創設された。

鹿児島県は、交付金事業計画の作成に当たっては、地域特性を踏まえた奄美群島の優位性・潜在力を見極めつつ、事業が効果的・効率的であるか等を勘案して事業の選択と集中を図るとともに、振興開発に資する観点から必要不可欠な事業であるかを精査する。

このため、交付金事業計画に掲げる事業等には諸施策の目的を明確にする成果目標を設定するとともに、成果目標の達成状況について毎年度評価を行い、必要に応じて施策の見直し・改善を行うものとする。

2 振興開発計画のフォローアップ

鹿児島県は、群島内の市町村と連携して、振興開発計画に掲げる事業の目的を明確化する成果目標を設定するとともに、成果目標の達成状況について定期的に評価を行うこと等のフォローアップを行うことが望ましい。